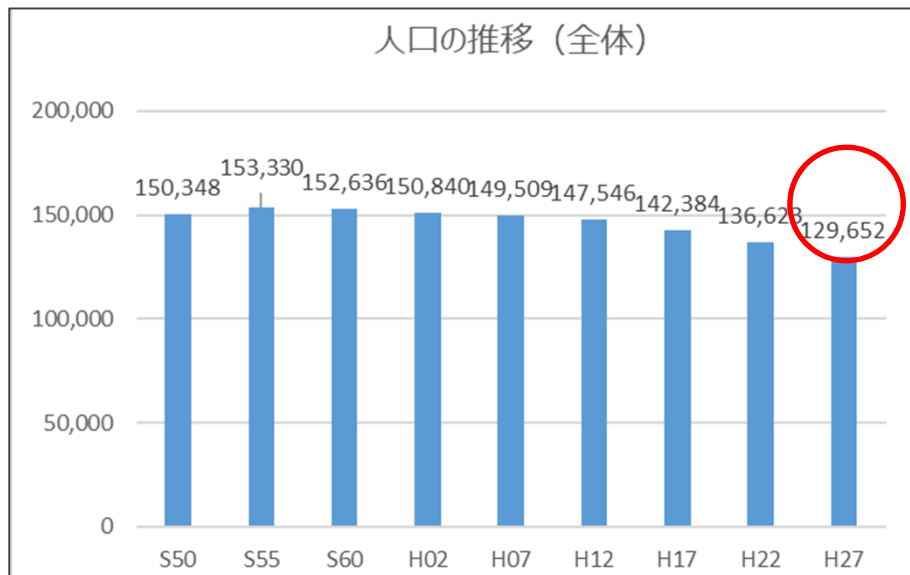


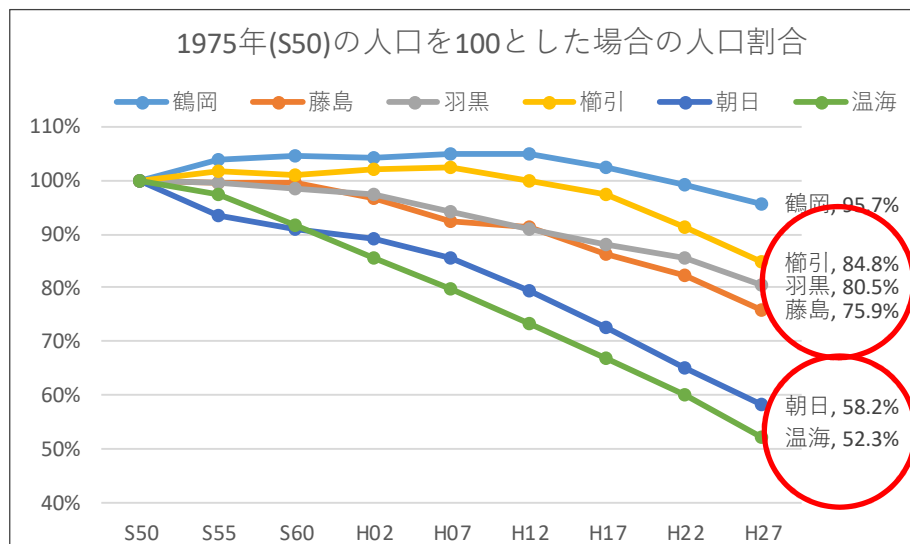
法律が定める目標、計画区分等に基づき、以下の枠組で計画を作成しています。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	鶴岡市過疎地域持続的発展計画	
(法第4条に掲げる目標)	(計画の区分)	(事業名(施設名))
	1 基本的な事項	
①移住定住、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成による、 多様な人材の確保・育成	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住、地域間交流の促進、人材育成
②企業立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、観光の開発等による、 産業振興と安定的な雇用機会の拡充	3 産業の振興	農業、林業、水産業、工業、商業、雇用・労働、観光、その他、産業振興促進事業
③通信施設等の整備、情報通信技術の活用による、 過疎地域の情報化	4 地域における情報化	情報通信基盤
④交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保による、 交通機能の確保と向上	5 交通施設の整備、交通手段の確保	市道、農林道、交通
⑤生活環境整備、子育て環境の確保、保健・福祉の向上、医療の確保、教育の振興等による、 生活の安定と福祉の向上	6 生活環境の整備	水道、下水道、消防、火葬場、市営住宅、公園・緑地、克雪、空き家、老朽化施設、生活環境、廃棄物・リサイクル、防災、防犯・交通安全
	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子保健、健康増進
	8 医療の確保	地域医療
	9 教育の振興	学校教育、生涯学習、スポーツ
⑥基幹集落の整備等による、 地域社会再編成の促進	10 集落の整備	集落対策と広域コミュニティ化
⑦景観整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用等による、 個性豊かな地域社会の形成	11 地域文化の振興等	文化資源・芸術文化
	12 再生化のエネルギーの利用の促進	再生可能エネルギー

計画策定の前提となる人口の推移については、以下のとおりとなっております。



市全体での人口減少は続いており、H27年の国勢調査では13万人を下回っています。



1975年(S50年)の地域別人口を100%とした場合、朝日・温海地域は50~60%まで、藤島・羽黒・榎引地域は75~85%まで減少しています。